

寒川町地域公共交通会議設置条例

(設置)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保、その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項の協議並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)に規定する地域公共交通計画(以下「計画」という。)の作成及び実施に関し必要な協議並びに連絡調整等を行うため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する附属機関として寒川町地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 交通会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 寒川町の地域公共交通施策に関すること。
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃及び料金等に関すること。
- (3) 計画の作成及び実施に関すること。
- (4) その他地域公共交通施策に関し町長が必要と認めること。

(組織)

第3条 交通会議は、委員14人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 公募による町民
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 関係する公共交通事業者等の代表者
- (4) 道路管理者の代表者
- (5) 関係する公安委員会の代表者
- (6) 町又は関係行政機関の職員

(7) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 交通会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、特に必要があると認めるときは、書面により委員の可否を求め、その結果をもって会議の議決に代えることができる。この場合において、議決の要件は、前2項の規定を準用する。

5 交通会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 交通会議の庶務は、都市建設部都市計画課において処理する。

(秘密の保持)

第8条 交通会議の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(寒川町非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 寒川町非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年寒川町条例第19号)の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

62	寒川町地域公共交通会議委員	日額	8,700円
----	---------------	----	--------

別表第2Bの項中「第61号」を「第62号」に改める。